

議案第37号

大阪市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項の改正規定中「第23条第1項中」を「第23条第1項中「より」を「より当該指定の期間の開始前又は」に、」に改める。

附則第2項中「第22条」を「第23条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

代行公園及び代行施設の指定管理予定者の選定手続の特例を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第86号）（抄）

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

省 略

第23条第1項中「より」を「より当該指定の期間の開始前又は」に、「あつて」を「あつて」に改める。

省 略

附 則

(施行期日)

1 省 略

(準備行為)

2 大阪城公園、鶴見緑地、鶴見緑地野外卓、大阪城野球場、鶴見緑地馬場、大阪城西の丸庭園、豊松庵、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の2第3項及び第4項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項から第5項まで、第18条から第

22条まで及び第24条前段の規定の例により行うことができる。

**23条**

(経過措置)

3 省 略